

仙台市土曜日の教育支援体制等構築事業実施要綱

(平成 26 年 5 月 16 日 教育長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）（平成 27 年 3 月 31 日総合教育政策局長・初等中等教育局長決定）」の別紙 1「地域と学校の連携・協働体制構築事業」に基づく社会教育事業として実施する土曜日の教育支援体制等構築事業について必要な事項等を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この要綱において、土曜日の教育支援体制等構築事業（以下「事業」という。）とは、こどもたちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現するために、地域の多様な経験や技能を持つ人材・団体等の協力により、土曜日等（日曜日、祝日、長期休業を含む。）に地域のこどもを対象とした体系的・継続的な教育活動を企画・実施することで、地域の教育支援体制の構築を図ることを目的とした事業をいう。

(事業の内容)

第 3 条 事業は学校区単位で、民間企業・団体等を中心として多様な経験や技能を持つ外部人材等の参画により、土曜日等に地域のこどもを対象として、特色・魅力のある教育プログラムを企画・実施するものとする。

(実施主体)

第 4 条 事業の実施主体は仙台市とする。

2 前条第 1 項の事業の実施にあたっては、各学校区において学校・PTA・地域団体等により組織する運営委員会に委託し実施する。ただし、既に土曜日等に地域のこどもを対象とした教育活動を実施している団体がある場合は、その団体に委託し実施することができる。

(対象)

第 5 条 対象となるこどもの範囲は、学校区内のこども全般とする。ただし、各学校区の実情や活動内容等に応じ、対象の範囲を定めることができる。

(土曜教育コーディネーター)

第 6 条 事業実施の委託を受けたものは、運営の中心的な役割を担う者（以下「土曜教育コーディネーター」という。）を配置する。

2 土曜教育コーディネーターの配置人数は、活動の内容や実施日数、対象とするこどもの人数等、各地域の実情に応じて必要な人数とする。

3 土曜教育コーディネーターの選任にあたっては、学校関係者、保護者、地域の団体等と良好な関係を保ち、定期的な連絡調整を行うことが可能な者を選任するよう努めるものとする。なお、土曜教育コーディネーターは、地域の実情に応じ、他の関連する事業のコーディネーター

と兼任できるものとする。

（土曜教育推進員）

第7条 事業実施の委託を受けたものは、土曜日ならではの多様な教育プログラムを実施するために、地域の多様な人材を土曜日等における体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施する者（以下「土曜教育推進員」という。）として配置し、土曜教育コーディネーターとの連携・協働により、教育活動の充実を図ることとする。

2 土曜教育推進員の配置人数は、活動の内容や実施日数、対象とするこどもの人数等、各地域の実情に応じて必要な人数とする。

（土曜教育サポーター）

第8条 事業実施の委託を受けたものは、土曜日ならではの多様な教育プログラムを実施するために、地域の多様な人材を土曜日等のプログラムの実施のサポートやこどもたちの安全を管理する者（以下「土曜教育サポーター」という。）として配置し、土曜教育コーディネーターとの連携・協働により、教育活動の充実を図ることとする。

2 土曜教育サポーターの配置人数は、活動の内容や実施日数、対象とするこどもの人数等、各地域の実情に応じて必要な人数とする。

（実施場所）

第9条 事業は、基本的に、学校施設（教室、校庭、体育館等）を活用して実施する。ただし、地域の実情に応じて、付近の市民センター等を活用して実施することもできる。

（実施日時）

第10条 事業は、土曜日に実施することを基本とする。ただし、地域の実情に応じて、日曜日、祝日及び長期休業日に実施することもできる。

（費用）

第11条 事業に係る経費は予算の範囲内において、仙台市が負担する。

2 土曜教育コーディネーターの謝金単価は、1人1時間あたり780円を上限とする。

3 土曜教育推進員の謝金単価は、1人1時間あたり2,200円を上限とする。ただし、特別な催し物等を実施するための講師等の謝金単価については、経常的に行われないものと解し、この金額によらず、予算の範囲内で地域の実情に応じ定めることができる。

4 土曜教育サポーターの謝金単価は、1人1時間あたり500円を上限とする。

5 事業実施の委託を受けたものは、謝金以外の経費について、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費等、事業の運営に必要な経費を適宜積算する。

（利用者負担）

第12条 参加する子供の保険料や材料費等の実費相当分は、保護者が負担するものとする。

(実施細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、生涯学習課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行する。

附 則（平成27年4月1日改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。